

令和5年度福島県公債管理特別会計予算

令和5年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,824,067千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		185,333
	1 財 産 運 用 収 入	185,333
2 繰 入 金		43,638,734
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,953,401
	2 基 金 繰 入 金	17,685,333
3 県 債		34,000,000
	1 県 債	34,000,000
歳 入	合 計	77,824,067

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		77,824,067
	1 公 債 費	77,824,067
歳 出 合 計		77,824,067

令和5年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和5年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300,216千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,650,215
	1 財 産 運 用 収 入	215
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,300,216

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		216
	1 基 金 管 理 費	216
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,300,216

令和5年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和5年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,097,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		48,696,353
	1 負 担 金	48,696,353
2 国 庫 支 出 金		52,113,552
	1 国 庫 負 担 金	30,847,618
	2 国 庫 補 助 金	21,265,934
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		59,171,571
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	59,171,571
5 共 同 事 業 交 付 金		353,634
	1 共 同 事 業 交 付 金	353,634
6 財 産 収 入		617
	1 財 産 運 用 収 入	617
7 繰 入 金		13,006,597
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,574,367



款	項	金 額
	2 基 金 繰 入 金	2,432,230
8 繰 越 金		3,647,396
	1 繰 越 金	3,647,396
9 諸 収 入		107,692
	4 雑 入	107,692
歳 入 合 計		177,097,412

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		88,561
	1 総 務 管 理 費	76,618
	2 運 営 協 議 会 費	653
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	11,290
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		137,933,164
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	137,933,164
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,427,743
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,427,743
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		82,451
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	82,451
5 介 護 納 付 金		8,015,727
	1 介 護 納 付 金	8,015,727
6 病 床 転 換 支 援 金 等		848
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	848

款	項	金 額
7 共 同 事 業 拠 出 金		432,211
	1 共 同 事 業 拠 出 金	432,211
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000
9 保 健 事 業 費		118,282
	1 保 健 事 業 費	118,282
10 基 金 積 立 金		617
	1 基 金 積 立 金	617
12 諸 支 出 金		3,817,808
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,754,951
	2 市 町 村 助 成 金	62,857
14 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		177,097,412

令和5年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,220
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,220
2 繰 越 金		179,849
	1 繰 越 金	179,849
3 諸 収 入		68,744
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	68,604
	3 雑 入	139
歳 入 合 計		253,813

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		253,813
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	253,813
歳 出 合 計		253,813

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		9,560
	1 繰越金	9,560
3 諸収入		351,199
	1 預金利息	7
	2 貸付金元利収入	351,169
	3 雑収入	23
歳 入 合 計		360,759



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		329,671
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	329,671
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		31,088
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	31,088
歳 出 合 計		360,759

令和5年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和5年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			244
	1 繰入金	金	3
	2 繰越金	金	160
	3 諸収入	入	81
2 業務勘定収入			965
	2 繰越金	金	151
	3 諸収入	入	814
3 就農支援資金貸付勘定収入			6,297
	2 繰越金	金	4,198
	3 諸収入	入	2,099
歳 入	合 計		7,506

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		7,506
	1 貸 付 勘 定	244
	2 業 務 勘 定	965
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	6,297
歳 出	合 計	7,506

令和5年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			262,547
	1 繰越金		254,947
	2 諸収入		7,600
2 業務勘定収入			1,137
	2 繰越金		1,135
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			263,684

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		263,684
	1 貸付勘定	262,547
	2 業務勘定	1,137
歳 出 合 計		263,684

令和5年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金		210
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

## 令和5年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,577,574千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		513,255
	1 使用料	513,255
3 財産収入		711,641
	1 財産売払収入	1
	2 財産運用収入	711,640
4 繰入金		5,984,475
	1 一般会計繰入金	5,984,475
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 県債		5,368,200
	1 県債	5,368,200

款	項	金 額
歲	入 合 計	12,577,574

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		5,306,986
	1 ふ頭埋立造成費	1,420,226
	2 荷役機械整備費	3,763,678
	3 上屋管理運営費	44,836
	4 港湾施設管理運営費	78,246
2 相馬港港湾整備事業費		7,251,893
	1 ふ頭埋立造成費	7,213,330
	2 上屋管理運営費	3,474
	3 港湾施設管理運営費	6,783
	4 荷役機械整備費	28,306
3 中之作港港湾整備事業費		2,895
	1 ふ頭埋立造成費	2,895
4 翁島港港湾整備事業費		15,800
	3 港湾施設管理運営費	15,800

款	項	金 額
歲	出 合 計	12,577,574

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふ頭埋立造成費（小名浜港）	令 和 6 年 度	235,000



第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	249,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	1,522,400			
災 害 復 旧 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	3,342,000			
計	5,114,200			

令和5年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和5年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,959,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,905,098
	1 証 紙 収 入	2,905,098
2 繰 越 金		54,210
	1 繰 越 金	54,210
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,959,309

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,924,163
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,924,163
2 諸 支 出 金		5,146
	1 証 紙 買 戻 金	5,146
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,959,309

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		100
	1 財 産 運 用 収 入	100
3 繰 入 金		109,238
	1 一 般 会 計 繰 入 金	79,720
	2 基 金 繰 入 金	29,518
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		294,733
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	294,667
	3 雑 入	65
歳 入 合 計		404,075

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		404,075
	1 奨学資金貸付事業費	404,075
歳 出 合 計		404,075

令和5年度福島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量  | 60,363,777立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 164,928立方メートル    |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	9,300,638千円
第1項 営業収益	4,593,733千円
第2項 営業外収益	4,276,211千円
第3項 特別利益	430,694千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	9,303,420千円
第1項 営業費用	8,701,198千円



第2項 営業外費用 171,526千円

第3項 特別損失 430,696千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額852千円は、過年度分損益勘定留保資金2千円、当年度分損益勘定留保資金850千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,678,788千円

第1項 企業債 364,400千円

第2項 補助金 914,000千円

第3項 出資金 784,129千円

第4項 負担金 616,259千円

支 出

第1款 資本的支出 2,679,640千円

第1項 建設改良費 1,579,000千円

第2項 固定資産購入費 1,154千円

第3項 企業債償還金 1,099,484千円

第4項 国庫補助金返還金 1千円

第5項 還付金及び返納金 1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県北処理区）維持管理業務の委託	令和5年度から 令和8年度まで	1,200,000千円
流域下水道（県北及び県中処理区）維持管理業務の委託	令和5年度から 令和6年度まで	1,456,000千円
流域下水道（白河市及び西郷村）維持管理業務の委託	令和5年度から 令和8年度まで	260,000千円
流域下水道（汚泥放射能対策）維持管理業務の委託	令和5年度から 令和6年度まで	268,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和6年度	351,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和6年度	222,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和6年度	102,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和6年度	165,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	364,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮

2 借入資金 政府資金その他 資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,011,847千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

213,781千円

令和5年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 66件               |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 321,746,040立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 881,496立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,764,356千円
第1項 営 業 収 益	2,462,695千円
第2項 営 業 外 収 益	293,348千円
第3項 特 別 利 益	8,313千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,953,762千円
第1項 営 業 費 用	2,845,581千円

第2項 営業外費用 107,776千円

第3項 特別損失 405千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,117,822千円は、過年度分損益勘定留保資金1,117,822千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,406,007千円

第1項 企業債 2,406,000千円

第2項 国庫支出金 1千円

第3項 工事負担金 2千円

第4項 固定資産売却代金 2千円

第5項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 3,523,829千円

第1項 建設改良費 2,803,870千円

第2項 企業債等償還金 719,958千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	600,000千円	令和5年度	100,000千円
		沼部堰改築（機械）工事（勿来工業用水道）		令和6年度	500,000千円

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
中央監視制御装置更新工事（江畑関連）（磐城工業用水道）	令和6年度	30,000千円
無線局通信設備更新工事（江畑関連）（磐城工業用水道）	令和6年度	13,000千円
江畑接合井第3流量計設置工事（磐城工業用水道）	令和6年度	4,000千円
鹿島線配水管布設替工事（2工区）（磐城工業用水道）	令和6年度	120,000千円

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,406,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当
		2 借入資金		

該見直し後  
の利率)

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、412,824千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 286,233千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和5年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

企業債の償還 1,313,906千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益 1,330,004千円

第1項 営業外収益 1,330,003千円

第2項 特別利益 1千円

支 出

第1款 地域開発事業費用 15,060千円

第1項 営業費用 10,000千円

第2項 営業外費用 5,059千円

第3項 特別損失 1千円

(資本的収入及び支出)



第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,313,906千円は、過年度分損益勘定留保資金22,343千円及び当年度分損益勘定留保資金1,291,563千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,313,906千円

第1項 企業債等償還金 1,313,906千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 7,082千円

令和5年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		458床
一 般 病 床		306床
精 神 病 床		148床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	64,269人
	1 日 平 均 患 者 数	176人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	123,928人
	1 日 平 均 患 者 数	510人
(3) 建 設 改 良 事 業		1,881,900千円
既 設 病 院 整 備		21,070千円
資 産 購 入		444,308千円
雑 支 出		1千円

県立病院新改築事業	1,416,521千円
-----------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	8,855,372千円
第1項 医業収益	3,397,748千円
第2項 医業外収益	5,456,998千円
第3項 特別利益	626千円

支 出

第1款 病院事業費用	8,886,787千円
第1項 医業費用	8,710,656千円
第2項 医業外費用	162,158千円
第3項 特別損失	13,973千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	3,150,739千円
第1項 企業債	1,850,200千円
第2項 負担金	961,370千円

第3項 補助金	201,962千円
第4項 他会計からの長期借入金	124,056千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	10,990千円
第6項 雑収入	2,161千円

支 出

第1款 資本的支出	3,140,076千円
第1項 建設改良費	1,881,900千円
第2項 企業債償還金	1,131,960千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	124,056千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	2,160千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 宮下病院整備事業	122,657千円	令和5年度	49,040千円
				令和6年度	73,617千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
ふくしま医療センターこころの杜 訪問看護事業等用公用車リース	令和6年度	377千円

南会津病院訪問看護事業等用公用車リース	令和6年度から令和9年度まで	7,500千円
南会津病院床頭台等リース	令和6年度から令和9年度まで	17,636千円
南会津病院磁気共鳴断層撮影装置バージョンアップ	令和6年度から令和9年度まで	4,384千円
ふたば医療センター附属病院運営事業	令和6年度から令和9年度まで	32,028千円
ふたば復興診療所X線骨密度測定装置保守	令和6年度から令和7年度まで	836千円
ふたば復興診療所医用画像管理システム保守	令和6年度から令和9年度まで	2,376千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	7,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
		2 借入資金		
資産購入費	393,800千円	同	上	同
県立病院新築事業費	1,267,400千円	同	上	同

起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

企業債償還金 182,000千円 同 上 同 上 同 上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,357,227千円

(2) 交際費 833千円

(他会計からの補助金)

第11条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、868,521千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、631,432千円と定める。